

国立大学法人東京医科歯科大学クロス・アポイントメント 制度に関する規則

〔平成26年 9月30日
規則第103号〕

（目的等）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）における教育研究活動の活性化を図るため、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける者のうち、主として教育及び研究の業務に従事する者（以下「教員」という。）が他機関の職員としての身分を有し、大学及び当該機関の業務を行うこと（ただし、兼業によるものを除く。以下「クロス・アポイントメント制度」という。）について、その取扱いを定めることを目的とする。

（条件）

第2条 クロス・アポイントメント制度を適用する場合は、国立大学法人としての公益性、公共性を確保したうえで、次に掲げる条件を満たし、学長が認めたものに限るものとする。

- 一 大学は、対象職員に対して、利益相反マネジメントを定期的実施すること。
- 二 大学と当該機関との間で、クロス・アポイントメント制度に関する協定書の締結があること。

（協定）

第3条 クロス・アポイントメント教員に係る労働時間、職務に専念する割合（以下「エフォート」という。）その他必要な事項については、前条第2号に定める大学と当該機関との間の協定書により決定するものとする。

- 2 前項により決定した事項のうち、クロス・アポイントメント教員の労働条件等に関する事項については、大学が当該教員に通知するものとする。
- 3 クロス・アポイントメント制度の適用期間は1月以上の期間とする。

（制度適用期間中の労働時間、給与等の取扱い）

第4条 クロス・アポイントメント教員の所定労働時間は、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第43号。以下「労働時間等規則」という。）第3条にかかわらず、前条に定める協定書により決定する。

- 2 クロス・アポイントメント教員の給与については、前条に定める協定書により決定する。
- 3 前項までの規定に定めるもののほか、クロス・アポイントメント教員については、職員就業規則等にかかわらず、前条に定める協定書に基づき、就業の特例を定めることができる。

（職務）

第5条 クロス・アポイントメント教員には、原則として所属部局における教育研究及び所属部局の管理運営等に関し、教員と同等の権限を有するとともに、教員と同等の業務が課されるものとする。

（共同研究）

第6条 クロス・アポイントメント制度の当該機関との共同研究は、共同研究契約等を締結のうえ実施することとし、国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則（平成16年規則第78号）の定めにより行うものとする。

（実施）

第7条 この規則に定めるもののほか、クロス・アポイントメント制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年8月19日規則第132号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第33号）

この規則は、平成29年3月23日から施行し、平成29年3月1日から適用する。